

第 2 号 議 案

平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 80,125
	1 繰越金	80,125
2 諸収入		160,963
	1 貸付金元利収入	160,963
歳入合計		241,088

歳出

款	項	金額
1 生活福祉費		千円 241,088
	1 母子父子寡婦福祉費	241,088
歳出合計		241,088

第 3 号 議 案

平成30年度長崎県農業改良資金特別会計予算

平成30年度長崎県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,466千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
(農業改良資金貸付勘定)		千円 23,630
1 繰越金		18,085
	1 繰越金	18,085
2 諸収入		5,545
	1 貸付金元利収入	5,545
(農業改良資金業務勘定)		4,410
1 繰入金		4,408
	1 一般会計繰入金	4,408
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑入	1
(就農支援資金貸付勘定)		65,663
1 繰越金		17,567
	1 繰越金	17,567
2 諸収入		48,096
	1 貸付金元利収入	48,096
(就農支援資金業務勘定)		763
1 繰入金		743

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	千円 743
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		94,466

歳 出

款	項	金 額
(農業改良資金貸付勘定)		千円 23,630
1 農林水産業費		23,630
	1 農 業 費	23,630
(農業改良資金業務勘定)		4,410
1 農林水産業費		4,410
	1 農 業 費	4,410
(就農支援資金貸付勘定)		65,663
1 農林水産業費		65,663
	1 公 債 費	65,663
(就農支援資金業務勘定)		763
1 農林水産業費		763
	1 農 業 費	763
歳 出 合 計		94,466

第 4 号 議 案

平成30年度長崎県林業改善資金特別会計予算

平成30年度長崎県林業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 20,000
1 繰越金		19,300
	1 繰越金	19,300
2 諸収入		700
	1 貸付金元利収入	700
(業務勘定)		748
1 繰入金		745
	1 一般会計繰入金	745
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 県預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		20,748

歳 出

款	項	金 額
(貸付勘定)		千円 20,000
1 農林水産業費		20,000
	1 林 業 費	20,000
(業務勘定)		748
1 農林水産業費		748
	1 林 業 費	748
歳 出 合 計		20,748

平成30年度長崎県県営林特別会計予算

平成30年度長崎県県営林特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,244千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 659
	1 国庫負担金	659
2 財産収入		91,640
	1 財産運用収入	22
	2 財産売却収入	91,618
3 繰入金		111,309
	1 一般会計繰入金	111,309
4 繰越金		8
	1 繰越金	8
5 諸収入		28
	1 雑入	28
6 県債		600
	1 県債	600
歳入合計		204,244

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		千円 204,244
	1 林 業 費	60,783
	2 公 債 費	143,461
歳 出 合 計		204,244

第 6 号 議 案

平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,894千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 348,927
1 繰入金		240
	1 業務勘定繰入金	240
2 繰越金		280,687
	1 繰越金	280,687
3 諸収入		68,000
	1 貸付金元利収入	68,000
(業務勘定)		3,967
1 繰入金		3,725
	1 一般会計繰入金	3,725
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		241
	1 県預金利子	240
	2 雑入	1
歳入合計		352,894

歳 出

款	項	金 額
(貸付勘定)		千円 348,927
1 農林水産業費		348,927
	1 水産業費	348,927
(業務勘定)		3,967
1 農林水産業費		3,967
	1 水産業費	3,967
歳 出 合 計		352,894

第 7 号 議 案

平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 8,109
	1 一般会計繰入金	8,109
2 繰越金		12,025
	1 繰越金	12,025
3 諸収入		519,881
	1 貸付金元利収入	519,881
歳入合計		540,015

歳出

款	項	金額
1 商工費		千円 540,015
	1 商工業費	32,079
	2 公債費	507,936
歳出合計		540,015

第 8 号 議 案

平成30年度長崎県用地特別会計予算

平成30年度長崎県用地特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,618,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 県 債		千円 2,618,100
	1 県 債	2,618,100
歳 入 合 計		2,618,100

歳 出

款	項	金額
1 用 地 費		千円 2,618,100
	1 用 地 費	2,618,100
歳 出 合 計		2,618,100

第 9 号 議 案

平成30年度長崎県庁用管理特別会計予算

平成30年度長崎県庁用管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ293,961千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 3,912
	1 繰越金	3,912
2 諸収入		290,049
	1 雑入	290,049
歳入合計		293,961

歳出

款	項	金額
1 庁用管理費		千円 293,961
	1 庁用管理費	86,316
	2 文書管理費	207,645
歳出合計		293,961

第 10 号 議 案

平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計予算

平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ326,604千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 166,972
	1 使用料	166,972
2 繰入金		59,629
	1 一般会計繰入金	59,629
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 雑収入	2
5 県債		100,000
	1 県債	100,000
歳入合計		326,604

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 326,604
	1 水産業費	326,604
歳出合計		326,604

第 11 号 議 案

平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,693,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 826,010
	1 使用料	826,010
2 財産収入		8,461
	1 財産運用収入	8,461
3 繰入金		602,024
	1 一般会計繰入金	602,024
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		89,041
	1 雑入	89,041
6 県債		1,167,900
	1 県債	1,167,900
歳入合計		2,693,437

歳出

款	項	金額
1 土木費		千円 2,693,437
	1 港湾費	967,937
	2 公債費	1,725,500
歳出合計		2,693,437

平成30年度長崎県流域下水道特別会計予算

平成30年度長崎県流域下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,521,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 667,850
	1 負担金	667,850
2 国庫支出金		517,000
	1 国庫負担金	517,000
3 繰入金		85,268
	1 一般会計繰入金	85,268
4 繰越金		71,617
	1 繰越金	71,617
5 県債		180,200
	1 県債	180,200
歳入合計		1,521,935

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,521,935
	1 流域下水道費	1,379,829
	2 公 債 費	142,106
歳 出 合 計		1,521,935

平成30年度長崎県公債管理特別会計予算

平成30年度長崎県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,235,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 65,000
	1 財産運用収入	65,000
2 繰入金		3,212,400
	1 一般会計繰入金	3,147,400
	2 基金繰入金	65,000
3 県債		60,958,000
	1 県債	60,958,000
歳入合計		64,235,400

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 64,235,400
	1 公債費	64,235,400
歳出合計		64,235,400

平成30年度長崎県国民健康保険特別会計予算

平成30年度長崎県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,196,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 3 月 5 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 43,798,862
	1 負担金	43,798,862
2 国庫支出金		49,537,691
	1 国庫負担金	31,071,135
	2 国庫補助金	18,466,556
3 財産収入		3,302
	1 財産運用収入	3,302
4 繰入金		10,388,494
	1 一般会計繰入金	10,128,047
	2 基金繰入金	260,447
5 諸収入		51,468,631
	1 雑入	51,468,631
歳入合計		155,196,980

歳 出

款	項	金 額
1 生活福祉費		千円 155,196,980
	1 社会福祉費	155,196,980
歳 出 合 計		155,196,980